2003年3月28日

広学内030

改正 2021年3月23日

(進拠)

第1条 広島国際大学大学院(以下「本大学院」という)学則第38条に基づき、再入学については、この規定の定めるところによる。

(出願資格)

- 第2条 再入学を出願できる者は、つぎの各号のいずれかに該当し、再入学後、成業の見込 みがある者でなければならない。
 - イ 本大学院を退学した者
 - ロ 大学院学則第41条イ号により除籍になった者
 - ハ 大学院学則第41条ロ号により除籍になった者
 - ニ 大学院学則第41条ハ号により除籍になった者
- 2 再入学できる研究科ならびに専攻は、原則として学籍喪失時の研究科ならびに専攻とする。
- 3 再入学の出願は、退学または除籍となった年度を含め、2学年度以内とする。ただし、 特別な理由がある者については、この限りでない。

(再入学願)

- 第3条 再入学を希望する者は、所定の願書に検定料を添えて、所定の期間に入試センター 事務室を経て、学長に願い出なければならない。ただし、願い出の最終日が本大学院の 休業日にあたる場合は、その翌日までとする。
- 2 検定料については、別に定める手数料収納規定による。

(再入学時期)

第4条 再入学の時期は、毎年1回、学年の始めとする。

(審査)

第5条 出願者の審査および再入学できる年次の決定は、研究科委員会の議を経て研究科長が行う。

(再入学の手続および許可)

第6条 前条の審査に合格した者は、指定の期日までに、学費納入規定に定める学費を納入し、かつ、誓約書、その他所定の書類を提出しなければならない。

- 2 学長は、前項の手続を完了した者に再入学を許可する。(再入学の適用学則等)
- 第7条 再入学を許可された者には、許可年次の学則、その他諸規定を適用する。 (規定の改廃)
- 第8条 この規定の改廃は、大学・大学院運営会議の意見を聴き、学長が行う。 付 則
- 1 この規定は、2003年4月1日から施行する。
- 2 この改正規定は、2021年4月1日から施行する。